

市立豊中病院医業未収金回収業務委託仕様書

1. 業務委託名

市立豊中病院医業未収金回収業務委託

2. 業務委託の目的

市立豊中病院の未収金回収業務について、ノウハウを有する弁護士等に委託することにより、負担の公平性の確保と未収金残高の縮減を図ることを目的とする。

3. 業務内容

(1) 委託する主な業務については、次のとおりとする。

- ①債務者、連帯保証人及び相続人（以下「債務者等」という。）に対する文書や電話等による催告
- ②居所不明者に係る住所等の調査
- ③債務者等の相続調査
- ④支払方法に係る相談対応
- ⑤当院医事課職員への未収金対応指導

(2) 委託する診療債権

委託する診療債権は医療費にかかる個人未収金のうち、令和 5 年度以前に発生した診療債権及び令和 6 年度以降に発生した診療債権でかつ当院での徴収が困難な診療債権とする。

診療債権の委託時期は、契約時点で 1 年以上経過した診療債権を一括して委託するとともに、毎月末時点で当院での徴収が困難な診療債権について、その翌月に委託するものとする。また令和 6 年度以降発生分については、当院が依頼する日を委託時期とする。

以下の①～⑧に該当する診療債権は委託しない。委託後①～⑧に該当することとなった診療債権についても、速やかに委託者に返却すること。

- ①診療内容等により債務者又は連帯保証人等が支払を拒む意志を明らかにしている診療債権（当院が解決済みと決定している事案を除く。）
- ②破産・免責決定を受けた未払者の診療債権（連帯保証人のあるものを除く。）
- ③生活保護を受給するなど経済的な理由で未払いであることが明らかな診療債権
- ④債務者が死亡又は受刑者等であり、連帯保証人がなく、かつ相続人が判明しない診療債権
- ⑤分割納付中又は支払方法等について病院と相談中の診療債権
- ⑥前述の他、当院が自ら回収を行うと判断した診療債権

- (7)完納になった診療債権
- (8)受託者があらかじめ委託者と協議の上決定した診療債権

(3) 委託業務実施報告業務（報告書の作成）について

月末時点において、債務者等ごとの回収金額や対応状況を翌月 10 日（当該月が土・日曜日又は祝日の場合は前平日）までに事務局医事課へ報告すること。また、その他必要な事項については適時報告すること。

(4) 回収金の納付について

回収金は債務者等が直接、口座に納付すること。

振込先については、病院が指定する口座とする。

なお、事情により回収金を受託者が一旦預かることとした場合には、預かった金額を病院が指定する口座に納付すること。

4. 契約期間

令和 6 年（2024 年）4 月 1 日から令和 9 年（2027 年）3 月 31 日までとする。

5. 委託費について

本事業により業務委託した診療債権について、回収した額に成功報酬の割合（成功報酬率）を乗じた額を支払うものとする。

また、成功報酬の割合（成功報酬率）には、見積書に明記されたもの以外、業務に必要な設備、人材、機材等を準備するための費用及び付随する事務費その他一切の諸経費を含むものとする。

なお、委託費は、上記 3 – (3) に報告された回収金が病院に納付されたことを確認した日より、1 ヶ月以内に支払うものとする。

6. 契約解除・更新時における業務引継ぎ

契約解除や契約更新時等において競争入札等の結果、異なる業者が本業務を履行する際、受託者は新規業者に対して完全に業務を引き継ぐこと。

7. その他

- (1) 本仕様書に記載のない事項及び疑義が生じた場合は、受託者は委託者と十分協議して、決定するものとする。
- (2) その他本業務を遂行する上で必要な事項は、契約締結前及び契約締結後、隨時、両者協議の上、決定するものとする。